

円海山風致地区

都市計画市素案について

説明会資料

平成 19 年 4 月 20 日（金）

横浜市

0. 主旨

国が首都圏近郊緑地保全法に基づき近郊緑地保全区域に指定した栄区公田町・上郷町において、緑地保全の実効性を高めるために、近郊緑地保全区域と同一の区域に都市計画法に基づく風致地区を指定します。

1. 対象地区の概要

(1) 対象地区の概要

- 所 在：横浜市栄区公田町、上郷町の一部
- 都市計画：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域（公田小学校）
- 概 要：鎌倉市域と一体になった、大規模な緑地帯を形成。本地区東側には「荒井沢市民の森」があり、多くの市民が緑や水に親しむ場所となっている。

(2) 近郊緑地保全区域の指定（国が指定）

- 栄区公田町・上郷町の山林、農地等は身近に自然とふれあう場を有し、また貴重種を含む多種の動植物が生息生育
- 三浦半島へ続く丘陵の枢要（中心的）な緑地を形成
- 都市的な土地利用の拡大の懸念



平成18年12月28日に円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域に指定

2. まちづくりの方針等

(1) 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画（国が指定）

風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行う。

(2) 都市計画マスタープラン・栄区プラン

緑と水のネットワークづくり

(3) 横浜市水と緑の基本計画

まとまりをもった緑地として、円海山周辺を「緑の七大拠点」として位置づけ



風致地区等の緑地保全施策により緑の保全・活用を図る。

3. 風致地区の概要

(1) 風致地区とは

- 緑豊かな生活環境が形成されることを目指し、都市の風致を維持するため定める地区
- 良好な自然景観、住環境等が維持されている地域を、都市計画法に基づき指定
- 風致の維持に影響を及ぼす行為は、横浜市風致地区条例による市長の許可が必要

(2) 横浜市の風致地区

- 16地区 約3,710ha

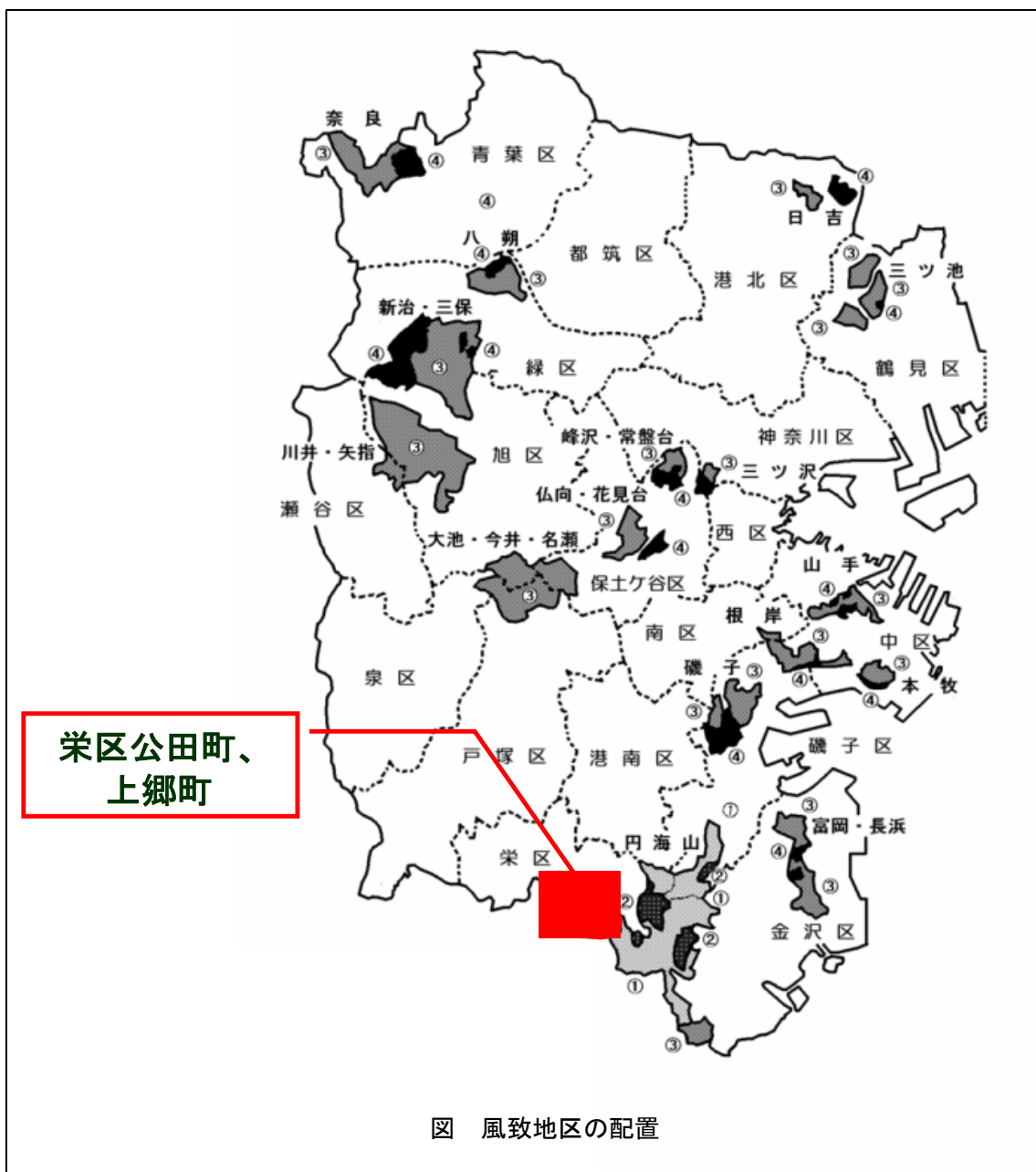


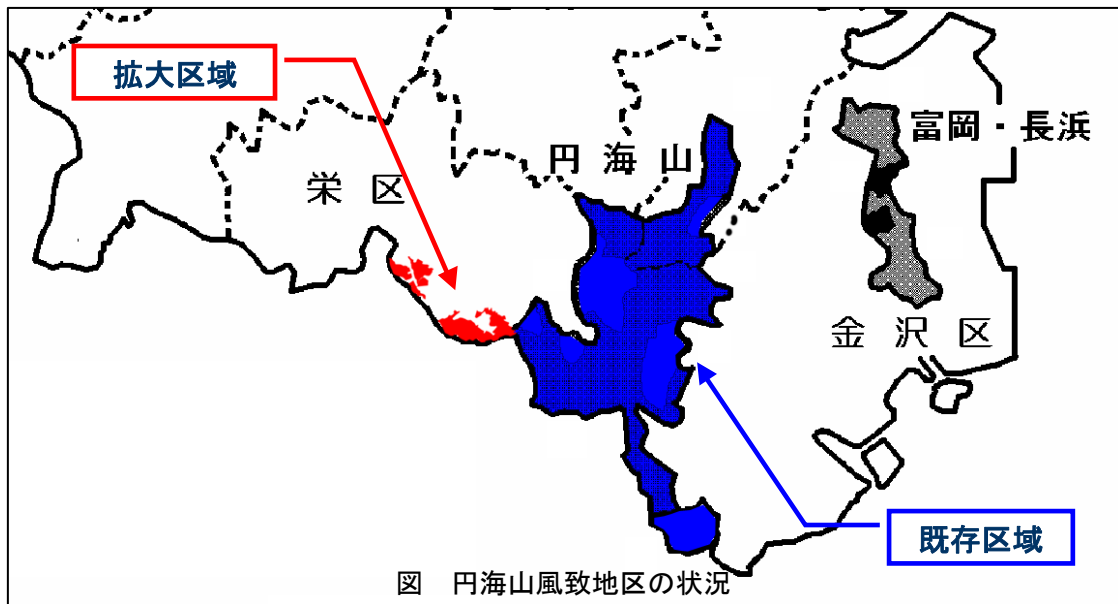
図 風致地区の配置

(3) 円海山風致地区

○指定：昭和48年12月に都市計画決定

○面積：約794ha（市内最大）

○概要：円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域を中心に、横浜自然観察の森や緑地保全地区など、自然環境豊かな樹林地及び良好な住宅地を含む区域



4. 都市計画市素案の内容



5. 横浜市風致地区条例の内容

(1) 円海山風致地区の種別



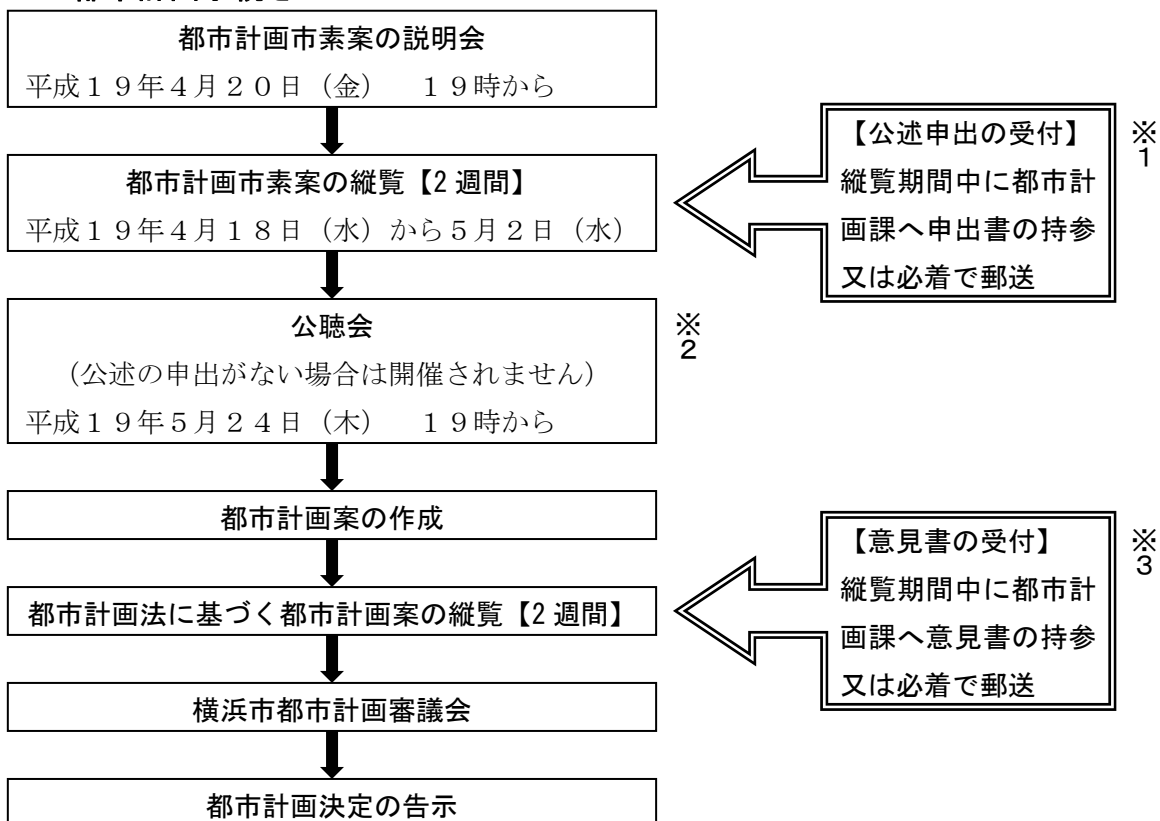
(2) 許可対象行為

- ①建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転
- ②建築物等の色彩の変更
- ③宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更
- ④水面の埋立て又は干拓
- ⑤木竹の伐採
- ⑥土石の類の採取
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(3) 許可基準抜粋（建築物の建築）

種別	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の高さ (m)	外壁後退(m)	
				道路	その他
第1種	20	40	8	3	1.5
第2種	30	なし 用途地域の 容積率による	8	3	1.5
第3種	40		10	2	1
第4種	40		15	2	1

6. 都市計画手続きについて



※1 横浜市民及び利害関係人は、市素案の縦覧期間中に公述の申出をすることができます。

※2 都市計画市素案に対する意見陳述を行なう場です。

※3 横浜市民及び利害関係人は、意見書を提出することができます。

公述の申出、縦覧及び意見書の提出は、横浜市まちづくり調整局都市計画課（市庁舎5階）になります。

7. お問い合わせ先

◇計画内容について

横浜市まちづくり調整局 建築企画課（市庁舎5階）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話045-671-2933

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/kenki/index.html>

◇都市計画の手続きについて

横浜市まちづくり調整局 都市計画課（市庁舎5階）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話045-671-2657

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/index.html>